

保護司とは

- 地域の人々や事情等をよく理解しているという特性を活かし、保護観察官と協働して保護観察、生活環境の調整、犯罪予防活動等を実施
- 法務大臣から委嘱される非常勤の国家公務員だが、給与は支給されず、ボランティアとして活動

1 使命

- ・ 社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のための世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与する。

2 定数・現員

- ・ 定数は52,500人で、全国883の区域（保護区）に配属され活動している。
- ・ 現員数は約46,000人（充足率は約88%）

3 任期

- ・ 任期は2年であるが、再任は妨げられない。
- ・ 法令上の定年はないが、原則、再任時の年齢を76歳未満として運用。
- ・ 希望すれば、特例的に、78歳の前日まで保護司活動に従事可能。

4 年齢

- ・ 平均年齢は約65歳であり、全体の約8割を60歳以上が占めている。

保護司の職務

■ 保護観察等の実施



警察及び検察

裁判所

少年院・刑務所等

■ 生活環境の調整
矯正施設に収容されている人が釈放されたときに、更生に適した環境で生活できるよう、収容中から帰住先の調査や引受人との話し合い、就職先等の調整を行うなどし、必要な受け入れ態勢を整える。

■ 保護観察

月に2～3回程度、保護観察対象者を自宅に招くなどして面接を行い、保護観察期間中の約束事や生活の指針を守るよう指導するほか、就労の援助、本人の悩みに対する相談等を行い、毎月保護観察所に報告書を提出する。

社会復帰

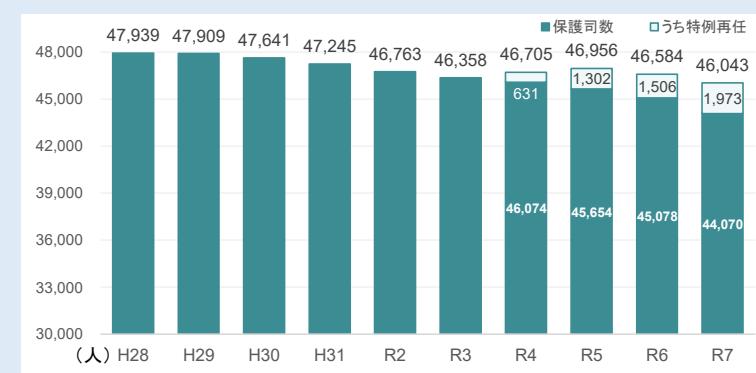
■ 犯罪予防活動

- ・ 非行や犯罪の発生原因となる社会環境の改善や世論の啓発を進め、犯罪抑止力の諸条件を強化することにより、非行や犯罪の発生を未然に防ぐことを目的とする活動
- ・ 地域における様々な機関・団体と連携して行われており、保護司は、いわば地域社会のコーディネーターとしての役割も担っている
- ・ 刑期を終えて出所した人や保護観察期間を経過した人からの相談に対応している保護司会もある

保護司制度の現状と課題

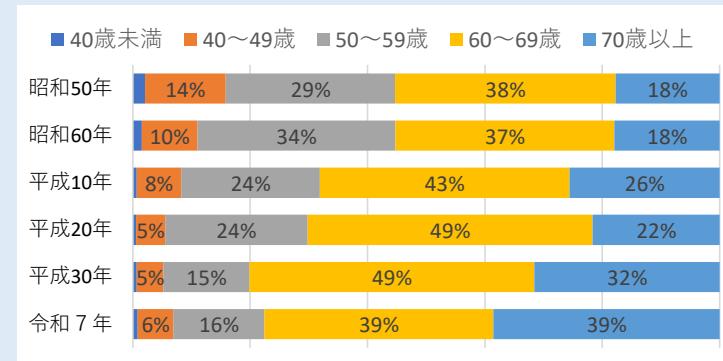
- 保護司の減少傾向・高齢化が続いている、従前以上に多様な方に保護司を委嘱し、保護司制度を持続可能なものとする必要。
- 令和6年5月、滋賀県で保護司が殺害され、担当していた保護観察対象者が逮捕・起訴される事件が発生しており、保護司が安全に安心して活動できる環境の整備が必要。
- 令和7年12月に保護司法の改正法案が成立し、地方公共団体による保護司活動への協力は「できる」規定から「努力義務」規定に変更（公布後1年内に施行）。

保護司数の推移



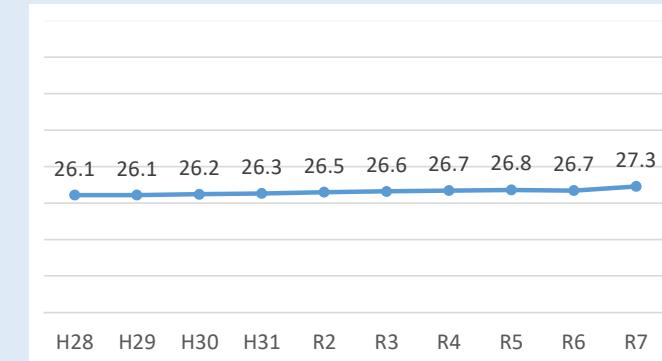
長く減少傾向にある

保護司年齢別構成の推移



70歳代が増加している

保護司に占める女性比率の推移



女性の保護司は3割未満で推移

※いずれも各年1月1日現在

地方公共団体の皆さんへのお願い

- 保護司の高齢化や定年年齢の上昇を受けて、働いている現役世代の方々にもより一層、保護司として活躍いただくため、**地方公共団体の職員の保護司への就任と、保護司である職員が保護司活動を行うこと**への御配慮をお願いいたします。
なお、保護司には給与が支給されないため、地方公務員法上の兼業の許可は不要です。
 - ・ボランティア休暇や職務専念義務の免除について、保護司活動への適用を御検討いただきたいこと。
 - ・保護司になりたい旨の申出が職員からあった場合は、必要に応じ、周囲の職員にも理解を求めるなどの支援を行うこと。
- 保護司が**自宅以外の場所で保護観察対象者との面接を実施できる環境の整備**に御協力を願います。
 - ・公民館やコミュニティセンターなどの**公共施設を面接場所や更生保護サポートセンターとして、保護司・保護司会が利用**することに御協力いただきたいこと。
 - ・提供いただいた面接場所について、**夜間、休日も含めて利用**できるよう御配慮いただきたいこと。